

第 4 節

保健・福祉サービスの充実した、人々の
あたたかいふれあいのあるまちづくり



第1項

共に支え合う地域福祉の推進

現状と課題

- 急激な少子高齢化の進行に伴い、福祉ニーズが増大かつ多様化・高度化している一方、介護者の高齢化等により、家庭での介護力は、低下傾向にある状況となっています。このため、共に生きる地域づくりの実現に向け、地域福祉を支える人づくりが必要です。
- 核家族化や生活様式の変化により、地域における連帯感が薄れる傾向のある現代にお

いて、福祉を充実させるためには、周囲の人々との支え合いが必要であり、日常生活圏域における連携を強化することが求められています。

- 福祉ニーズは、ますます多種多様化しており、身近な相談体制や支援体制づくりによって、だれもが役割を担って、地域活動に参加することが重要です。

施策の体系

共に支え合う地域福祉の推進

- 1 地域ケアシステムの充実
- 2 社会福祉協議会との連携強化
- 3 民生委員児童委員活動の充実

施策の内容

1 地域ケアシステムの充実

中学校区ごとの地域において、行政・社会福祉協議会・保健医療機関・福祉施設・福祉サービス事業者等さらには地域住民との連携を図り、地域で要援護者を支える地域ケアシステム「ふれあいネットワーク」の体制を強化します。

2 社会福祉協議会との連携強化

市の「地域福祉計画」に基づき策定した「地域福祉活動計画」の推進を支援し、各地域の拠点である、支部社会福祉協議会との連携強化により、地域内の情報共有を図り、地域福祉活動を促進します。

3 民生委員児童委員活動の充実

情報提供及び研修等の実施による、民生委員児童委員活動への支援を充実します。

主要事業

事業名	事業の概要
地域ケアシステムの充実	・地域福祉計画に基づく各種施策の推進 ・ふれあいネットワークの推進

施策を推進する主な所管部署

- 社会福祉課 ○社会福祉協議会

第2項

安心して産み育てられる子ども福祉の充実

現状と課題

- 本市の0～5歳人口は、平成14年4月1日時点で8,347人だったものが、平成19年4月1日現在では7,617人と730人の減少となっており、緩やかな減少傾向にあります。
- 核家族化・都市化の進行等により、孤立感や不安感を抱えながら子育てをしている親が増えており、安心して相談できる支援体制を整えるため、「つちうら新こどもプラン(土浦市次世代育成支援行動計画)」に基づき、総合的な子育て支援施策を推進していますが、さらに、地域全体で子育てを支援する地域環境が求められています。
- 少子化の背景の一つである子育て世帯の経済的負担感の軽減や支援の充実が求められています。
- 地域社会のつながりが希薄となる中、子どもの安全確保や住宅環境の整備、施設等のバリアフリー化など、次世代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりが求められています。
- 女性の社会進出が進み、仕事と子育ての両立を図る支援体制の確立が課題です。
- 多様化する保育ニーズに対応する施設の整備と保育サービスの充実が望まれています。また、近年の社会構造等の変化を背景として、就学前の子どもに関する教育・保育ニーズが多様化しています。
- 児童虐待の防止策として、市民が相談しやすい体制を整えると同時に、関係機関が連携し、速やかに対応することが必要です。また、出産後間もない時期での、育児ストレスや産後のうつ病などによって、不安や孤独感を抱えている家庭をケアする必要があります。
- 近年、離婚の増加等により、母子家庭などひとり親家庭が増加傾向にあります。

■合計特殊出生率の推移

区分	年	13	14	15	16	17	18
土浦市		1.32	1.28	1.29	1.30	1.23	1.30
茨城県		1.40	1.38	1.34	1.33	1.32	1.35
国		1.33	1.32	1.29	1.29	1.26	1.32

資料：厚生労働省

■保育所の入所状況

(各年4月1日現在、単位：人)

区分		年	14	15	16	17	18	19
0～5歳の人口（常住人口）			8,347	8,328	8,269	8,155	7,727	7,617
公立	設置数		10	10	10	10	10	10
	定員（人）		910	910	910	910	910	910
	入所児（人）		942	979	975	967	942	870
	入所率（％）		103.5	107.6	107.1	106.3	103.5	95.6
民間	設置数		7	8	8	8	9	10
	定員（人）		540	600	660	660	720	780
	入所児（人）		583	620	677	701	740	823
	入所率（％）		108.0	103.3	102.6	106.2	102.8	105.5
計	設置数		17	18	18	18	19	20
	定員（人）		1,450	1,510	1,570	1,570	1,630	1,690
	入所児（人）		1,525	1,593	1,652	1,668	1,682	1,693
	入所率（％）		105.2	105.5	105.2	106.2	103.2	100.2

資料：こども福祉課

■母子世帯数の推移（児童扶養手当認定世帯）

(各年4月1日現在、単位：人)

年	区分	離別	死亡	廃疾	遺棄	未婚の女子	拘禁	計
14		984	23	3	8	152	3	1,173
15		1,089	22	3	5	130	3	1,252
16		1,117	17	2	5	130	2	1,273
17		1,240	18	3	6	147	4	1,418
18		1,320	17	3	5	184	4	1,533
19		1,342	17	3	6	181	4	1,553

資料：こども福祉課

■児童館の利用状況

(単位：人)

区分	都和児童館					ポプラ児童館				
	幼児	小学生	中高生	大人	計	幼児	小学生	中高生	大人	計
13	4,670	16,725	316	11,691	33,402					
14	3,882	15,313	273	10,502	29,970					
15	3,356	15,785	369	10,684	30,194					
16	3,105	12,095	182	9,517	24,899					
17	3,060	15,568	394	11,643	30,665	7,162	7,176	137	6,537	21,012
18	3,577	17,664	373	13,709	35,323	10,266	5,106	789	9,039	25,200

資料：こども福祉課

安心して産み育てられる
子ども福祉の充実

- 1 地域における子育て支援の充実
- 2 子育てに関する経済的支援の充実
- 3 子育て環境の整備
- 4 職業と家庭の両立支援
- 5 要保護児童対策の充実
- 6 ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策の内容

1 地域における子育て支援の充実

地域における子育てサービスの充実を図るとともに、子育てに関する意識の啓発に努めます。

2 子育てに関する経済的支援の充実

経済的負担の軽減のため、出産費用や医療費の助成、保育料の軽減、幼稚園就園奨励費等経済的支援の充実を図ります。

3 子育て環境の整備

犯罪防止策の強化、交通安全教育の推進を図るとともに、子育てにやさしい住環境の整備を進めます。

4 職業と家庭の両立支援

職業と家庭の両立を支援するため、保育サービスや放課後児童対策の充実を図るとともに、育児休業制度の普及に努めます。

5 要保護児童対策の充実

福祉関係諸団体や学校及び児童相談所等関係機関との連携や地域福祉の推進により、児童虐待防止対策の徹底と子育てのための相談体制の充実を図ります。

6 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭などの経済的な安定と自立の促進を図るため、多様な家庭の実情やニーズにあった支援に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
保育所待機児童数（毎年4月1日現在）	0人	0人	計画	△	△	◎
【考え方】 保育体制の充実への取組成果を表す指標です。現在の待機児童0人を継続させることを目標とします。						
児童館設置数	3館	4館	計画	○	△	◎
【考え方】 子育て支援拠点の整備状況を表す指標です。児童の健全育成と子育て支援の拡充を図るため、1館の増設を目標とします。						
子育て交流サロン設置数	1ヶ所	2ヶ所	計画	○	△	◎
【考え方】 子育て支援拠点の整備状況を表す指標です。児童の健全育成と子育て支援の拡充を図るため、1館の増設を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
こどもプランの推進	・こどもプランに基づく各種施策の推進
保育体制の充実	・民間保育園新設に伴う設置・運営支援
子育て支援拠点の整備	・児童館の設置 ・子育て交流サロンの設置
要保護児童対策の充実	・要保護児童対策地域協議会の設置

施策を推進する主な所管部署

○こども福祉課 ○障害福祉課 ○指導課



子育て交流サロン

第3項

自立と社会参加を促進する障害者福祉の充実

現状と課題

- 本市では、平成19年4月1日現在、身体障害者手帳交付者が3,827名、知的障害者が594名となっており、近年は、高齢化の進展や生活習慣病の増加を背景に、障害が重度化・重複化する傾向にあります。
- 身体障害、知的障害、精神障害に係るサービス等の枠組みを一元化する障害者自立支援法が、平成18年4月1日から施行され、法の基本理念である障害のある方が地域で暮らせる自立と共生の社会を実現するため、「障害者計画」及び「障害福祉計画」を指針として、総合的に施策を推進する必要があります。
- 障害者の種別、程度に関わらず、地域の一員として社会と関わりながら地域の中で自立した生活が行えるよう、情報提供や生活支援を充実していくことが必要です。
- 障害者が障害の原因となる疾病に対する適切な医療を受けることや健康管理を行うことが容易にできる医療体制の充実が求められています。
- また、発達に特別な支援を要する児童に対して早期に適切な療育支援が行われるよう、相談支援体制の充実及び関係機関との連携を強化する必要があります。
- 障害者が、自由に社会活動や経済活動に参加するため、就労支援をはじめとする各種支援の必要があります。
- 障害者の自立と社会参加を支援し、ノーマライゼーション¹の実現を目指していくためには、社会基盤づくりが重要です。このため、住民への啓発活動など、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きる安心のまちづくり等が課題となっています。

■身体障害者手帳の交付者数

(平成19年4月1日現在、単位：人)

区分	18歳未満		18歳以上		合計	
	実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比
視覚障害	3	3.0	303	8.1	306	8.0
聴覚障害	15	15.2	252	6.8	267	7.0
音声言語障害	0	—	27	0.7	27	0.7
肢体障害	68	68.7	2,029	54.4	2,097	54.8
内部障害	13	13.1	1,117	30.1	1,130	29.5
合計	99	100.0	3,728	100.0	3,827	100.0

資料：障害福祉課

¹ノーマライゼーション 障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々(弱者)が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

■知的障害者の現況

(平成19年4月1日現在、単位：人)

区 分	18歳未満	18歳以上	合 計
重 度	82	211	293
中 度	53	120	173
軽 度	51	77	128
合 計	186	408	594

資料：障害福祉課

施策の体系

自立と社会参加を促進する 障害者福祉の充実

- 1 助け合いのあるまちづくり
- 2 安全で快適な生活環境の整備
- 3 総合的な障害福祉サービスの提供
- 4 保健・療育体制の充実
- 5 個性を生かす教育・育成の推進
- 6 就労支援と働く場づくり
- 7 生きがいのある生活支援

施策の内容

1 助け合いのあるまちづくり

保健、医療、福祉、教育、就労、防災とが連携した総合的な地域ケアシステムを整備するとともに、お互いが理解し合う「こころ」を養う福祉教育を推進し、ボランティア活動を促進します。

2 安全で快適な生活環境の整備

ユニバーサルデザイン¹や交通バリアフリー²の視点も加えたバリアフリーのまちづくりを推進します。

また、快適な居住環境の整備と行動範囲の拡大支援、緊急時救援体制の整備等の強化を推進します。

3 総合的な障害福祉サービスの提供

(ライフステージに応じた適切な支援)

障害者計画及び障害福祉計画に基づき、総合的なサービス提供の基盤整備を進めるとともに、ケアマネジメント³体制を整備して相談支援を強化します。

また、計画的な自立支援給付の提供と地域生活支援事業の実施により、地域での自立生活を支援するとともに、情報提供やコミュニケーション支援体制を充実します。

¹ユニバーサルデザイン 文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

²バリアフリー 障害者を含む高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態のこと。

³ケアマネジメント 利用者ひとりひとりのニーズに沿った最適なサービスを提供できるよう、地域で利用できるさまざまな資源を最大限に活用して 組み合わせ、調整すること。

4 保健・療育体制の充実

障害の予防と早期発見に対する支援、リハビリテーション体制の充実を図ります。

また、地域精神医療体制と連携した心のケア支援体制の整備を推進します。

5 個性を生かす教育・育成の推進

発達障害児等への療育指導體制の強化と教育機関、保健機関等との連携による支援体制（早期発見、早期療育支援）の充実を図ります。

また、障害児の個性に応じた保育・教育体制と将来にわたる一貫した支援を行います。

6 就労支援と働く場づくり

職業安定所や障害者就労支援センターなど関係機関との連携を強化し、一般就労への移行や福祉的就労を含めて、就労移行支援事業や就労継続支援事業を充実します。

障害の状況に応じた多様な作業訓練、職業訓練等の日中活動の場、地域生活支援の場を確保します。

7 生きがいのある生活支援

障害者の社会参加促進のため、スポーツや生涯学習、文化活動等への多面的な支援を行います。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
コミュニケーション支援者（手話通訳奉仕員、要約筆記奉仕員）数	27人/年	100人/年	個別	◎	◎	◎
【考え方】 助け合いのまちの実現状況を表す指標です。より充実した助け合い環境の実現のための人材数の確保を目標とします。						
「つくしの家」通所者一般就労移行人数	2人/年	5人/年	個別	○	◎	◎
【考え方】 障害者の就労支援への取組成果を表す指標です。関係機関との連携を図りつつ、就労に向けた訓練等を強化することにより、5年間で2.5倍の人数を移行させることを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
障害福祉サービス等の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画及び障害福祉計画に基づく総合的な福祉サービスの充実 ・地域生活支援事業の推進
療育体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・早期療育支援事業の充実

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○障害福祉課 ○健康増進課

第4項

生きがいをもって元気に暮らせる高齢者福祉の充実

現状と課題

- 本市における65歳以上の高齢者人口は、平成19年4月1日現在で28,349人、高齢化率は19.9%となっており、平成29年には、高齢者人口が約37,000人、高齢化率が25.5%に達すると見込まれます。
特に、75歳以上の後期高齢者の増加による寝たきりや認知症による要介護者の増加が予想されます。
- 高齢化の進展とともに、いわゆる団塊の世代が高齢期に達する時期を間近に控えて、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加に加え、認知症高齢者についても、今後ますます増加していくことが予想されます。
- 高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。
- 近年、高齢者を取り巻く環境は、核家族化に伴う孤独死や悪徳商法、詐欺等が増加しているほか、交通弱者、災害弱者になるなど、厳しい状況になっています。
このため、地域コミュニティの促進や防犯対策・災害対策の強化により、高齢者の安心と安全を図ることが求められています。
- 高齢者が自らの経験や知識を生かして地域づくりに積極的に参加するなど、生きがいと誇りを持って暮らせる地域社会づくりが求められており、高齢者の持つ意欲と能力を発揮できる場の創設を推進する必要があります。
また、高齢者が住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、生活支援を充実する必要があります。

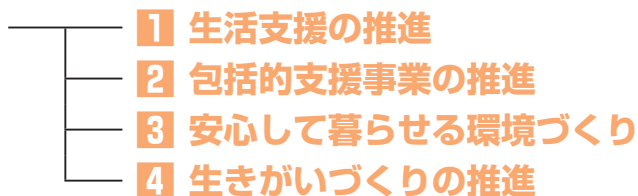
■要援護高齢者の推移

(各年4月1日現在、単位：人)

年	ねたきり高齢者			認知症高齢者			ひとり暮らし高齢者		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
12	127	253	380	33	84	117	208	954	1,162
13	143	262	405	35	100	135	232	1,013	1,245
14	132	250	382	52	134	186	299	1,133	1,432
15	217	403	620	85	228	313	319	1,204	1,523
16	145	275	420	51	163	214	292	1,125	1,417
17	240	480	720	99	322	421	285	1,131	1,416
18	353	802	1,155	171	501	672	278	1,111	1,389
19	383	835	1,218	183	514	697	281	1,107	1,388

資料：高齢福祉課

生きがいをもって元気に
暮らせる高齢者福祉の充実



施策の内容

1 生活支援の推進

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が安心して生活できる配食サービス等在宅生活支援事業の充実を図ります。

また、認知症高齢者及びその家族への訪問・相談を実施し、支援に努めます。

3 安心して暮らせる環境づくり

高齢者に対し、地域における声かけや見守り体制の構築を促進します。

また、関係各課と協力を図り、災害時において高齢者や要介護者が安全に避難できるよう、対応マニュアル等の整備に努めます。

2 包括的支援事業の推進

地域包括支援センターの保健・介護・福祉の専門職員が連携して、地域の医療機関、介護サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら、地域の高齢者の生活を支援する体制の充実を図ります。

4 生きがいづくりの推進

高齢者が自分の能力を生かして地域社会への積極的な参加ができるよう、働く喜びを感じる事業、知識を高める事業、社会に貢献する事業及び生活にうるおいを与える事業の推進に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
生きがい対応型デイサービス事業における特定高齢者の利用者数	0人	120人	個別	○	◎	◎
【考え方】高齢者が生きがいを持って暮らすことのできるまちづくりの推進状況を表す指標です。特定高齢者（要支援・要介護状態に陥る可能性の高い高齢者（おおむね高齢者人口の5%程度））の10%が利用することを目標とします。						
高齢者実態把握割合	5.6%	10%	個別	○	◎	◎
【考え方】要支援高齢者の自立支援に向けた生活状況把握の取組状況を表す指標です。適切な在宅高齢者の生活実態を把握するため、10%の実態把握を目標とします。						
介護施設訪問割合	56%	100%	計画	△	○	◎
【考え方】適切な介護サービスの提供状況の確認実態を表す指標です。全介護施設等を訪問することを目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
包括的支援事業の推進	・地域包括支援センターの運営強化
生きがい活動支援	・生きがい対応型デイサービスの設置促進等

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○社会福祉協議会



デイサービス

第5項

市民生活のセーフティネットとしての社会保障制度の適正な運営

現状と課題

- 本市における社会保障制度の状況は、国民健康保険被保険者数が平成19年4月1日現在57,915人、介護保険は、平成19年4月1日現在で、居宅介護(支援)サービス受給者数2,357人、施設介護サービス受給者数769人、国民年金は、被保険者数35,930人となっています。
また、生活保護については、平成18年度月平均世帯数564世帯、月平均受給者数が691人となっています。
- 国民健康保険制度は、長年にわたり地域住民の医療の確保と健康の保持増進に大きく貢献しており、近年は国民健康保険財政の悪化から制度改正を繰り返し行っていますが、更なる抜本的な改革が必要となっています。
- 国民健康保険税の収納率は年々低下しており、健全財政を確保するため収納率向上が課題です。
- 医療費助成制度は、疾病の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を目的としていますが、多種多様な医療給付制度と交錯しているため適正な給付体制の整備が課題です。
- 介護保険については、高齢化の進展とともに利用者が急増しており、今後、介護給付費の急速な増加が懸念されています。
また、介護が必要となったとき市民が安心して利用できるように、介護サービスの質の向上、情報の提供及び介護基盤の整備を促進することが重要となっています。
- 老人保健制度は、急速な高齢化の進展に伴い医療費が増加しており、医療費の適正化と財政の健全化を図ることが必要です。
このため、75歳以上の高齢者について、新たな制度として、後期高齢者医療制度が、平成20年4月に創設されることになっており、今後の高齢社会に向けて、制度の円滑な運営が必要となります。
- 国民年金は国民共通の基礎年金として、充実・安定を基本としてきた制度ですが、増加する未納者への対策と少子高齢化等、社会情勢に応じた制度の見直しが求められています。
- 高齢化や核家族化等の社会的要因、景気の動向等の経済的要因により、近年、生活保護世帯が増え、保護費が増加していることから、保護の適正化に向けた取組の必要があります。

■国民健康保険の推移

区分	年度	14	15	16	17	18
住民基本台帳人口（年度末）		143,760	143,540	143,363	143,088	143,546
国保被保険者数（年度末）		56,786	57,876	58,344	58,132	57,915
国保被保険者数（年度平均）		56,027	57,627	58,430	58,611	58,393
国保世帯数（年度末）		28,074	28,892	29,334	29,660	29,909
加入率（年度末）		39.5	40.3	40.7	40.6	40.3
総受診件数（老人保健除く）		300,060	352,418	372,782	397,135	412,967
受診率（老人保健除く）		700	787	811	852	881
医療給付費用額（千円；老人保健除く）		7,482,311	9,236,015	9,695,879	10,628,615	11,059,744
一人当たり費用額（円；老人保健除く）		174,437	206,378	211,041	227,896	235,825
保険税現年度調定額（千円）		4,730,526	4,813,499	5,097,621	5,315,860	5,416,308
一人当たり調定額（円）		83,304	83,169	87,372	91,445	93,522
一世帯当たり調定額（円）		168,502	166,603	173,779	179,227	181,093

資料：国保年金課

■要支援・要介護認定者数の推移

（各年4月1日現在、単位：人）

年	区分	要支援					要介護					合計	認定率 (%)
		要支援1	要支援2	要支援1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5					
14	第1号	239		617	398	332	309	242	2,137	9.0			
	第2号	9		28	32	5	9	8	91	—			
	計	248		645	430	337	318	250	2,228	—			
15	第1号	278		687	451	346	333	264	2,359	9.6			
	第2号	15		30	35	14	9	12	115	—			
	計	293		717	486	360	342	276	2,474	—			
16	第1号	328		826	439	412	384	308	2,697	10.6			
	第2号	11		46	28	18	11	16	130	—			
	計	339		872	467	430	395	324	2,827	—			
17	第1号	377		916	549	474	390	326	3,032	11.6			
	第2号	11		53	28	22	11	13	138	—			
	計	388		969	577	496	401	339	3,170	—			
18	第1号	386		1,061	612	528	416	344	3,347	12.3			
	第2号	8		64	30	30	10	16	158	—			
	計	394		1,125	642	558	426	360	3,505	—			
19	区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計	認定率 (%)			
	第1号	267	368	706	753	623	479	377	3,573	12.6			
	第2号	11	12	39	37	35	15	21	175	—			
	計	278	385	745	790	658	494	398	3,748	—			

資料：高齢福祉課

■生活保護の推移

区分	年度	14	15	16	17	18
月平均世帯数（世帯）		402	424	471	502	564
月平均受給者数（人）		504	523	584	622	691
月平均保護率（%）		3.7	3.9	4.3	4.6	4.8
年間扶助費（千円）		1,091,037	1,135,153	1,224,712	1,272,243	1,473,880

資料：社会福祉課

市民生活のセーフティネット
としての社会保障制度の
適正な運営

- 1 国民健康保険
- 2 介護保険
- 3 国民年金
- 4 生活保護

施策の内容

1 国民健康保険

国民健康保険制度が長期的に安定するよう制度改善を国に要望するとともに、被保険者の納税意識の高揚と収納率の向上及び医療費の適正化に努め、国保財政の健全化を図ります。

治療重点の医療から、疾病の予防を重視した保健医療体系への転換を図り、糖尿病、高血圧症、高脂血症といった生活習慣病の予防に着目した特定健診及び特定保健指導を充実・強化します。

2 介護保険

安心して介護保険が利用できるよう、介護サービスの質の向上を目指します。特に、ケアマネジャー¹への支援充実を図るとともに、サービス事業者の内容開示や介護情報の提供により、より良いサービスが選択できる環境づくりに努めます。

介護サービスの基盤については、24時間・365日安心して暮らせるよう、居住系サービスを中心として、日常生活圏域ごとに均衡ある整備を目指します。

また、3年ごとに策定する介護保険事業計画において、市民の期待や要望に即した施策を展開するとともに、適切な介護保険料の設定及び低所得者への対応を図り、安定した介護保険制度の運営に努めます。

3 国民年金

広報紙や年金パンフレット等を用いた制度の啓発活動を行うとともに、窓口相談の充実を図ります。

4 生活保護

低所得者世帯への相談支援体制の充実を図るとともに、病状調査や診療報酬明細書点検の徹底、自立・就労支援の強化、関係機関等との連携による適正実施に努め、生活の支援を図ります。

¹ケアマネジャー 介護保険において要支援・要介護と認定された人に対して、客観的な調査を行い、それに基づいてケアプランを作成し、対象サービスとの調整をし、介護保険の給付管理をする職業のこと。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
国民健康保険税収納率 (現年度分、滞納繰越分合計)	60.66%	68%	個別	◎	△	◎
【考え方】国民健康保険事業の健全化への取組状況を表す指標です。平成17年度における茨城県の平均収納率を目標とします。						
施設入所者のうち要介護度4・5の方の入所率	56%	70%	国県	○	○	◎
【考え方】介護保険の安定運営への取組状況を表す指標です。国の目標値と同水準を目標とします。						
要介護度2～5の認定者のうち施設入所率	31%	37%	国県	○	○	◎
【考え方】介護保険の安定運営への取組状況を表す指標です。国の目標値と同水準を目標とします。						
国民年金納付率	59.8%	63.4%	個別	◎	△	◎
【考え方】国民年金の適正な運営状況を表す指標です。市町村が収納業務を行っていた平成13年度の納付率を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の適正な運営 後期高齢者医療制度の適正な運営
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険の適正な運営
生活保護	<ul style="list-style-type: none"> 被保護世帯の自立支援と保護の適正実施 相談支援体制の充実

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○高齢福祉課 ○国保年金課



健康まつり

第6項

健康で生きがいのある生活を支える保健・医療の充実

現状と課題

○高齢社会の急速な進展や社会情勢の変化に伴い、生活習慣病や精神的健康を阻害する要因が増大しており、本市においても、がん・心疾患・脳血管疾患などの生活習慣病が、全死因の6割を占めていることから、保健指導等の充実が課題となっています。

○高齢社会の到来により、医療費や介護給付費の増大が予測されており、介護予防や健康相談、健康教育を推進していく必要があります。

○救急医療対策については、市民の休日・夜間における医療不安の解消を図るため、今後も救急医療体制の継続強化を図っていく必要があります。

■妊娠届出数及び妊婦・乳幼児健診の実施状況

(単位：人)

区分	年度	14	15	16	17	18
妊娠届出数		1,421	1,422	1,344	1,363	1,367
妊婦委託健康診査		2,513	2,551	2,389	2,453	2,447
乳児委託健康診査		1,832	1,828	1,862	1,776	1,738
4か月児健康診査		1,314	1,272	1,268	1,183	1,194
1歳6か月児健康診査		1,261	1,259	1,233	1,251	1,160
3歳児健康診査		1,168	1,242	1,214	1,209	1,177
母と子の歯科健康診査	子	832	804	761	794	738
	母	385	398	346	422	422

資料：健康増進課

■基本健康診査・がん検診等の実施状況

(単位：人)

区分	年度	14	15	16	17	18
基本健康診査		9,216	10,000	9,967	8,442	7,963
胃がん検診		2,790	2,995	2,756	3,929	3,689
子宮がん検診		2,692	2,773	2,354	2,649	2,677
乳がん検診		2,379	1,837	1,664	2,101	1,856
大腸がん検診		3,087	3,046	2,886	3,428	2,985
肺がん検診		7,271	7,815	7,620	6,711	6,142
内喀痰検診		242	238	206	136	125
前立腺がん検診		1,373	1,554	1,848	1,146	919
腹部超音波検診		643	1,146	1,135	1,366	1,325
骨粗鬆症検診		965	1,208	1,212	1,295	1,383

資料：健康増進課

■予防接種の実施状況

(単位：人)

区分	14	15	16	17	18
ポリオ	2,730	2,627	2,622	2,528	2,362
B C G	2,187	1,360	1,737	1,243	1,248
三種混合	5,332	5,436	5,531	5,393	5,044
二種混合	1,369	1,316	1,292	1,306	1,374
日本脳炎	6,324	6,408	6,316	1,423	260
流行性耳下腺炎	954	1,102	1,095	1,250	1,110
水痘	829	846	764	820	857
高齢者インフルエンザ	10,671	13,122	14,401	15,180	15,551
麻しん・風しん混合	—	—	—	—	2,494

資料：健康増進課

■主要死因別死亡者数の推移

年度	区分	悪性 新生物	脳血管 疾患	心疾患	肺炎	不慮の 事故	老衰	自殺	その他	計
13	人数(人)	319	140	133	81	35	30	42	237	1,017
	構成比(%)	31.4	13.8	13.1	8.0	3.4	3.0	4.1	23.3	100
14	人数(人)	326	158	177	99	51	40	38	256	1,145
	構成比(%)	28.5	13.8	15.5	8.6	4.5	3.5	3.3	22.4	100
15	人数(人)	373	143	176	92	54	29	37	266	1,170
	構成比(%)	31.9	12.2	15.0	7.9	4.6	2.5	3.2	22.7	100
16	人数(人)	345	115	168	85	50	47	31	244	1,085
	構成比(%)	31.8	10.6	15.5	7.8	4.6	4.3	2.9	22.5	100
17	人数(人)	380	138	185	96	54	38	36	247	1,174
	構成比(%)	32.4	11.8	15.6	8.2	4.6	3.2	3.0	21.2	100

資料：土浦保健所

施策の体系

健康で生きがいのある生活を
支える保健・医療の充実

- 1 健康づくりの推進
- 2 母子保健の充実
- 3 生活習慣病予防対策の推進
- 4 介護予防の推進
- 5 感染症予防対策の推進
- 6 救急医療体制の充実

施策の内容

1 健康づくりの推進

健康づくりのための食生活改善指導を実施する食生活改善推進員や運動普及指導を実施する運動普及推進員の拡大を図り、地域住民の指導及び支援体制の充実を図ります。

「こころの相談」や「精神障害者デイケア」事業についても、関係機関との連携により充実を図ります。

2 母子保健の充実

安心して子どもを産み、健やかな子どもを育てられるよう、健康診査や育児相談等の保健事業を充実させ、個々に合ったきめ細かな支援を行います。

育児不安の解消・虐待防止を図るため、生後4か月までに全出生児の状況を把握し必要な援助を行います。

3 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病予防のため、健康診査及び各種がん検診の受診率を高め、疾病の早期発見に努めます。

また、生活習慣病予防を目的とした健診後の保健指導や健康教育の充実を図ります。

4 介護予防の推進

特定高齢者が、要支援・要介護状態にならないよう、地域包括支援センター等と連携を図り、介護予防事業を積極的に推進します。

また、一般高齢者については、健康相談、健康教育等を実施し、健康寿命を延長し、住み慣れた地域で安心して暮らしていただけるよう、福祉・医療関係機関と連携を図りながら支援していきます。

5 感染症予防対策の推進

各種予防接種の接種率と結核健康診断の受診率の向上に努めるとともに、保健所等関係機関との連携により、感染症に関する予防対策の普及・啓発を強化し、感染症の発生防止を図ります。

6 救急医療体制の充実

医師会、歯科医師会及び関係医療機関との連携により、初期救急医療体制として休日緊急診療所や休日の在宅当番医制など、休日・夜間の緊急診療体制の充実・強化を図るとともに、第二次救急医療体制として病院群輪番制の充実に努めます。

施策の指標・目標値

指標名	現状値	目標値	設定方法	主な役割		
				市民	事業者	行政
4か月児健康診査受診率	92.9%	100%	計画	◎	△	◎
【考え方】母性並びに乳幼児及び児童の健康の確保への取組状況を表す指標です。対象となる全乳児の受診を目標とします。						
地域支援事業の効果人数	168人	480人	計画	◎	△	◎
【考え方】介護予防事業等の実施成果を表す指標です。第三次土浦市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成18～20年度）で設定している効果人数を目標とします。						

主要事業

事業名	事業の概要
母子保健の充実	・妊婦健康診査、妊婦健康教育など妊娠・出産時の保健事業の充実 ・乳幼児健康診査、乳幼児教室、育児相談等の充実
生活習慣病予防対策の推進	・健康診査、各種がん検診等の充実 ・健康教育、健康相談など生活習慣病予防対策の推進
介護予防の推進	・介護予防事業の推進 ・地域包括支援センターとの連携強化
救急医療体制の充実	・休日・夜間緊急診療の充実

施策を推進する主な所管部署

○高齢福祉課 ○健康増進課

第7項

すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

現状と課題

- ノーマライゼーションの理念に基づき、高齢者や障害者をはじめ、すべての人が社会の一員として自立し、様々な分野に自由に参加し、世代を超えて交流できる環境を整えていく必要があります。
- 「土浦市人にやさしいまちづくり計画」に基づき、公共施設や民間施設の改善事業を計

画的に推進するとともに、新たな施設についても、バリアフリーに配慮した整備をする必要があります。

- すべての市民が生き生きと社会参加でき、快適に生活することができるまちづくりを全市的・総合的に進めていく必要があります。

施策の体系

すべての人が安全で快適に暮らせるバリアフリーの推進

- 1 すべての人が使いやすい施設の整備
- 2 自由に移動できる交通環境の整備
- 3 やさしい心の醸成
- 4 多様な要望への支援体制の充実

施策の内容

1 すべての人が使いやすい施設の整備

「人にやさしいまちづくり計画」に基づき、市庁舎・公民館・学校等の段差解消、障害者用トイレの設置等公共施設の整備を推進するとともに、公共的民間施設のバリアフリー化のための整備を助成します。

また、バリアフリー新法¹に基づく基本構想を策定し、総合的なバリアフリーの推進に努めます。

2 自由に移動できる交通環境の整備

駅等公共交通機関の施設整備を促進します。

JR常磐線神立駅について、人にやさしいバリアフリーの駅舎づくりを促進します。

3 やさしい心の醸成

小中学校の学習過程における福祉啓発活動の推進を図ります。このため、擬似体験学習の実施による理解の促進を図ります。

また、出前講座の実施等による福祉啓発活動の推進を図ります。

4 多様な要望への支援体制の充実

庁内関係部局及び社会福祉協議会等各種団体との連携を強化し、交流活動の充実とボランティア活動への支援を行います。

¹バリアフリー新法(「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(平成18年12月施行)) 多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の推進を目的とした「ハートビル法」と、駅や空港といった旅客施設のバリアフリー化の推進を目的とした「交通バリアフリー法」を一本化し、道路、交通施設、福祉施設、商業施設等の連続的なバリアフリー化を促進するもの。

主要事業

事業名	事業の概要
人にやさしいまちづくり事業	・公共施設の改善整備 ・公共的民間施設整備への助成
総合的なバリアフリーの推進	・バリアフリー新法 ¹ に基づく基本構想の策定及びバリアフリーの推進

施策を推進する主な所管部署

○社会福祉課 ○都市計画課



高齢者疑似体験